**茅ヶ崎市消防本部からのお知らせ**

次に掲げる事項は、建物の全体又は一部を使用し、事業を開始するにあたり、必要となる消防法等で定められた届出及び点検報告に関することとなりますのでご確認ください。

* **防火対象物使用開始について（茅ヶ崎市火災予防条例第６３条）**

建物を使用開始する日の７日前までに、防火対象物使用開始届出書を消防本部へ届け出る必要があります。

* **防火管理について（消防法第８条）**

建物全体の収容人数が一定規模以上の場合は防火管理者を選任し、消防本部へ防火管理者選任（解任）届出書を届け出る必要があります。（修了書の写しも添付してください。）

※　防火管理者とは、防火管理について資格を有する者（防火管理講習の修了者）等を言います。防火管理講習会の日程に関しては日本防火・防災協会ホームページをご覧ください。なお、予防課窓口及び消防署でも配布しています。

* **消防計画について（消防法施行令第３条の２）**

防火管理者は消防計画を作成し、消防計画作成（変更）届出書とともに消防本部へ届出る必要があります。(消防計画の作成例はご用意しておりません。)

* **消防訓練の実施について（消防法施行令第３条の２）**

防火管理者の選任が必要な建物は定期的な消防訓練の実施が必要となります。

* **消防用設備の点検及び報告について（消防法第１７条の３の３）**

消防法で定められた消防用設備等が義務設置されている場合には、６か月ごとに点検し、１年又は３年（建物の用途によって報告年数が異なります。）に１回、消防本部へ消防用設備等点検結果報告書により報告する義務があります。

* **防火対象物点検及び報告について（消防法第８条の２の２）**

建物全体の収容人数が３００人以上の場合又は建物内に階段が１つしかなく一定の条件を満たす場合には防火対象物点検を１年に１回実施し、消防本部へ防火対象物点検結果報告書により報告する義務があります。

※　届出に必要な様式は茅ヶ崎市のホームページからダウンロードできます。

　　（ホームページ→いざという時は→消防→申請・届出様式ダウンロード）

※　なお、この他にも建物の規模や用途に合わせて規制がかかる場合がありますので、ご不明な点やご質問がございましたら消防本部予防課までお問い合わせください。

茅ヶ崎市茅ヶ崎１－１－１

茅ヶ崎市役所４階

茅ヶ崎市消防本部　予防課査察指導担当

電話　０４６７－８２－１１１１

**【防火管理者とは】**

多数の人が利用する建物などの「火災による被害」を防止するため、防火管理に係る消防計画を作成し、防火管理上必要な業務（防火管理業務）を計画的に行う責任者をいいます。

　消防法では、管理権原者（防火対象物の所有者や借受人、事業所の代表者など、管理行為を当然に行うべき者）が、有資格者の中から防火管理者を選任して、防火管理業務を行う必要があります。

**【防火管理者の資格（防火管理者に選任されるための要件）】**

１　防火管理業務を適切に遂行することができる「管理的、監督的地位」にあること

２　防火管理上必要な「知識・技能」を有していること（防火管理講習修了者、学識経験者等）

**【防火管理者の選任が必要な防火対象物と選任できる資格区分】**

※甲種防火管理者（すべての建物で選任できます）

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物の用途 | 収容人員（複数のテナントが入っている建物の場合は建物全体の収容人数となります） |
| 救護施設、乳児院、認知症グループホームなどの  自力避難困難者が入所する社会福祉施設等 | １０人以上 |
| 劇場、飲食店、物品販売店、旅館、病院などの  不特定の人が出入りする建物等 | ３０人以上 |
| 共同住宅、学校、工場、事務所などの特定の人が  出入りする建物等 | ５０人以上 |
| 一定規模以上の新築工事中（電気工事中等）の  建築物又は建造中（進水後で艤装中）の旅客船 | ５０人以上 |

※乙種防火管理者

|  |  |
| --- | --- |
| 防火対象物の用途 | 選任条件 |
| 救護施設、乳児院、認知症グループホームなどの  自力避難困難者が入所する社会福祉施設等 | 選任できない |
| 劇場、飲食店、物品販売店、旅館、病院などの  不特定の人が出入りする建物等 | 延べ面積が300㎡未満のもの  収容人員が30人未満のテナント等 |
| 共同住宅、学校、工場、事務所などの特定の人が  出入りする建物等 | 延べ面積が500㎡未満のもの  収容人員が50人未満のテナント等 |
| 一定規模以上の新築工事中（電気工事中等）の  建築物又は建造中（進水後で艤装中）の旅客船 | 選任できない |

　次の方は、上記２の防火管理上必要な「知識・技能」を有すると認められています。（受講不要）

　学識経験者等の資格証明等については、事業所が存する市町村の消防本部・消防署にお問い合わせください。

　１　市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に１年以上あった者

　２　労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任された者

　３　防火対象物点検資格者講習の課程を修了し、免状の交付を受けているもの

　４　危険物保安監督者として選任された者で、甲種危険物取扱者免状の交付を受けているもの

　５　鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者又は保安統括者として選任された者

　６　国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、１年以上管理的又は監督的な職にあった者

　７　警察官又はこれに準ずる警察職員で、３年以上管理的又は監督的な職にあった者

　８　建築主事又は一級建築士の資格を有する者で、１年以上防火管理の実務経験を有するもの

　９　市町村の消防団員で、３年以上管理的又は監督的な職にあった者